総務課交通防災係☎8-2111

町全体で犯罪被害者を支えるために

です。しかし、誰しもがある で安心な社会はみんなの願い ないですし、犯罪のない安全 れ被害者になる恐れがありま 日突然犯罪に遭い、巻き込ま 犯罪は決してあってはなら

の「再被害」への恐怖や不安 の「二次被害」や加害者から ターネット等の誹謗中傷など 接的な被害に加え、周囲の者 命や身体への危害といった直 による配慮のない言動やイン 方やその家族又は遺族は、 犯罪等による被害を受けた 生

にさらされます。 浦臼町では、犯罪被害者等

> てまいります。 連携を図り、必要な情報の提 等の支援を行う関係機関等と 等が再び平穏な生活を営むこ 供、その他必要な支援を行っ とができるよう、犯罪被害者 浦臼町として、犯罪被害者

> > 全ての犯罪被害者等は

とが必要です。 支援条例の基本理念にもあり 支援は「地域全体で行う」こ ますように、犯罪被害者等の また、浦臼町犯罪被害者等

協力ください。 できる安全なまちづくりにご 所の皆さまにもご理解いただ 町民の皆さまや町内の事業 町民全員が安心して生活

基本理念

例では、次のように基本理念 を定めています。 浦臼町犯罪被害者等支援条

2. 犯罪被害者等の支援は 他の事情に十分な配慮をし 等が置かれている状況その 被害の状況等の犯罪被害者 被害の状況及び原因、二次 を保障される権利を有する。

援を講ずるものとする。 られるまでの間、必要な支 たときから再び平穏な生活 犯罪被害者等が被害を受け を営むことができると認め

4.犯罪被害者等の支援は、町

いいたします。

害者等支援条例」を制定し、 ができるよう「浦臼町犯罪被 が安全で安心して暮らすこと

令和6年4月1日から施行し

浦臼町での支援

その尊厳にふさわしい処遇 個人の尊厳が重んぜられ

総務課に犯罪被害に係る総 種支援に係る情報提供や関 係機関への連絡調整を行い 合的対応窓口を設置し、各

犯罪等により従前の住居に します。 居住することが困難となっ め、町営住宅等の確保等を た方の居住の安定を図るた

て、講ずるものとする。

犯罪被害者等の支援は

犯罪行為により傷害を受け されている事件で、事件発 す。(被害届が警察に受理 た方や、亡くなられた方の **ご遺族に見舞金を支給しま**

する。 び協力して推進するものと 機関等が相互に連携し、及 を含む。)、事業者及び関係 町民(町内活動を行う団体

ます。)

あることなどの要件があり 生時から申請時まで町民で

町民・事業者の皆さまへ

です。 中傷など、様々な問題を抱え 害により傷つけられるだけで 全体で支えていくことが重要 れた状況に理解を深め、 ることが多いです。その置か はなく、経済的な問題や誹謗 のご家族などは、直接的な被 犯罪被害にあわれた方やそ 地域

勤務体系などのご配慮をお願 続けられるよう、就労内容や 犯罪被害者などが職場で働き こ配慮をお願いいたします。 町民の皆さまにもご理解と また、事業者の皆さまにも、

information

タクシー等利用助成事業のご案内

高齢の方や障がいをお持ちの方などが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、交通手段を確保・支援することを目的として、「タクシー等利用助成券」を交付しています。

対象となる方へは、ご案内文書と申請書を3月に郵送しております。

交付を受けるためには、**申請が必要となります**ので、ご自宅へお送りした**申請書を記載のうえ、必要書類を添付して提出**してください。

【交付対象者】

- ①令和6年4月1日現在、満70歳以上の町民の方
- ②身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかをお持ちの町民の方
- ③要介護又は要支援の認定を受けている町民の方
- 上記①~③のいずれかに該当し、町税・使用料等の滞納がない方が交付対象となります。

【助成券額面及び有効期限】

1枚300円の助成券が20枚つづりとなった助成券を2冊(12,000円分)を交付します。

助成券の有効期限が2種類となっています!

- · 令和 6年12月31日までの助成券 20枚つづり1冊
- · 令和 7年 3月31日までの助成券 20枚つづり1冊

の計2冊を交付します

※ただし、令和7年1月~3月に交付決定された方については、令和7年3月31日までの 助成券20枚のみの交付となりますのでご注意ください。

詳細につきましては、申請書と共に同封されているチラシをご覧ください。

※上記「交付対象者」に該当する方で、申請書等がご自宅に届いていない方、 ご不明な点などのお問合せは下記までご連絡ください。

お問い合わせ・申請書提出先

総務課交通防災係 電話:68-2111



とどけよう倶楽部 ゆめや 営業開始のお知らせ

本年度の営業開始のお知らせです。

今年も新鮮野菜・生花・苗ものの直売を致しますのでご来店お待ちしています。

【営業日】

①4月27・28・29日

5月3・4・5・6日 営業時間:9:00~16:00

②5月11 · 12 · 18 · 19 · 25 · 26日

6月1日~ 8:30~17:00

※月曜定休日 (祭日の場合火曜日休み)

最終営業日:10月20日

ゆめやでは現在16名の女性会員で活動しています。

今年より男女問わず会員を募集しますので一緒に活動しませんか

興味のある方は最寄りのゆめや会員にお問い合わせいただくか下記に連絡ください。

会 長 笹木 淳子 67-3627

事務局 大平 由香里 090-7056-1782

